【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長 殿

 【提出日】
 平成27年6月9日提出

【発行者名】 キャピタル アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 石川 茂

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内神田1丁目13-7

【事務連絡者氏名】安田 信男【電話番号】03-5259-7401

【届出の対象とした募集内国投資信託受 高金利投信 (毎月分配型)

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 継続申込期間(平成26年12月10日から平成27年12月9日まで)

益証券の金額】 500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で有価証券報告書を提出しましたので、平成26年12月9日付をもって提出した有価証券届出書 (平成27年3月27日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出 書」といいます。)の関係情報等を更新するため、また、その他の情報について訂正を行なうため本 訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に更新・訂正いたします。下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (3)【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

<訂正前>

イ.資本金の額(平成26年10月末日現在)

資本金 280百万円 発行済株式の総数 8,705株

(略)

八.大株主の状況(平成26年10月末日現在)

発行済株式の総数 (a) および資本金	8,705株 280百万円			
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)(普通株式)	比率 (b/a)	
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区 日本橋3-13-11	<u>6,785株</u>	77.9%	

<訂正後>

イ.資本金の額(平成27年4月末日現在)

資本金 280百万円 発行済株式の総数 8,705株

(略)

八.大株主の状況(平成27年4月末日現在)

発行済株式の総数 (a) および資本金	8,705株 280百万円			
氏名、商号または名称	住所 保有株式数 比率 (b)(普通株式) (b/a)			
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区 日本橋3-13-11	7,702株	88.5%	

EDINET提出書類 キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2【投資方針】
- (3)【運用体制】 内部管理体制

<訂正前>

(略)

(注)運用体制は平成26年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

(注)運用体制は平成27年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

- 3【投資リスク】
- (3)リスク管理体制 担当部署等の概要

<訂正前>

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は<u>平成26年10月</u>末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2009年11月~2014年10月)



- * 税引き前の分配会を再投資したものとみなして計算した基準価額および 年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて 計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 年間騰落率は2010年11月から2014年10月までです。
- * 運用実績は、分配金込み基準価額を掲載しておりますが、参考情報は、分配金 再投資後基準価額を掲載しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2009年11月~2014年10月)



日本株 先進回株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 ファンド 29.4 65.0 65.7 83.9 349 43.7 最大值 4.1 最小镇 △97 ∆17.0 △136 A228 △127 0.10.1 0.4 平均值 6.6 20.3 15.7 23 10.4 121 7.1

ファンド: 2010年11月~2014年10月 代表的な資産クラス: 2009年11月~2014年10月

- * 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、 ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したもの です。
- * 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応 した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日 本 株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株---MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債···NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

腰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証 を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数/TOPIXI/配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAHンデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSC/エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSC/I Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券バフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成 されており、ボートフォリオの投資収益率・利回リ・クーボン・デュレーション等の指標が日々公表されています。

なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。 なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通資建で国債を対象にした指数です。 なお、JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

<訂正後>

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は平成27年4月末日現在のものであり、今後、変更となる 場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

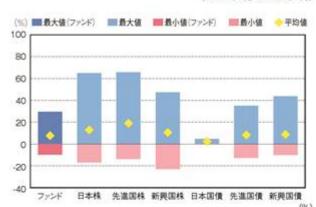
(2010年5月~2015年4月)



- * 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および 年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて 計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 年間騰落率は2010年10月から2015年4月までです。
- * 運用実績は、分配金込み基準価額を掲載しておりますが、参考情報は、分配金 再投資後基準価額を掲載しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年5月~2015年4月)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国情 先進国債 新興国債 最大值 29.4 65.0 65.7 47.4 4.5 349 43.7 最小值 49.7 △17.0 △13.6 △22.8 0.4 A127 ∆10.1 平均值 12.8 19.1 10.5 24 8.2 8.8

2010年10月~2015年4月 ファンド: 代表的な資産クラス: 2010年 5月~2015年4月

- * 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、 ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したもの 75
- * 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応 した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日 本 株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債---NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの魔落率の比較に用いた指数について

腰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網膜性、適時性を含む一切の保証 を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-RPI回信

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ボートフォリオの投資収益率・利回り・ウーボン・デュレーション等の指標が日々公表されています。 なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権をの他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。 なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。 なお、JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

(1)【投資状況】

「高金利投信(毎月分配型)」

(平成27年4月30日現在)

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		63,801,914	99.08
	内 日本	63,801,914	99.08
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		590,327	0.92
純資産総額		64,392,241	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「高金利投信マザーファンド」

投資状況

(平成27年4月30日現在)

資産(の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券		15,939,000	21.92
	内 インドネシア	15,939,000	21.92
社債券		11,193,325	15.39
	内 フィンランド	11,193,325	15.39
優先出資証券		34,004,250	46.76
	内 アメリカ	19,188,750	26.39
	内 フランス	14,815,500	20.38
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		11,576,847	15.92
純資産総額		72,713,422	100.00

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- (注2) 時価合計(円)については、平成27年4月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦 貨換算しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「高金利投信(毎月分配型)」

投資有価証券明細

(平成27年4月30日現在)

銘柄名	通貨 地均	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
高金利投信	日本・円	如也次合式亚头红光	00 044 500	1.6176	1.6026	
マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	39,811,503	64,403,068	63,801,914	99.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種投資比率

(平成27年4月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.08
祝汉县后武文 <u>血</u> 亚分	小計	99.08
合 計(対純資産総額比)		99.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(参考)「高金利投信マザーファンド」 投資有価証券明細

(平成27年4月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類	券面 総額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率	
1	JPMorgan Chase & Co	アメリカ・ドル	優先出資証券	17,850,000	105.75	107.50	-	26.39%	
	6.125% 12/29/49	アメリカ	皮/0出央証/7	17,000,000	18,876,375	19,188,750	2024/4/30	20.00%	
2	Indonesia Govt Bond	インドネシア・ルピア	国债证券	13,800,000	118.50	115.50	11.000000	21.92%	
	11.0% 2020/11/15	インドネシア	国債証券	凹良此方	13,000,000	16,353,000	15,939,000	2020/11/15	21.92%
3	BNP Paribas	アメリカ・ドル	優先出資証券	11 000 000	123.08	124.50	-	20.38%	
٥	7.195% 2037/06/25	フランス	後元山貝証分	11,900,000	14,647,591	14,815,500	2037/6/25	20.36%	
4	Municipality Finance	南アフリカ・ランド	社債券	11 110 000	100.75	100.75	7.000000	15.39%	
4	7.0% 2015/08/18	フィンランド	11.1月分	11,110,000	11,193,325	11,193,325	2015/8/18	15.39%	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(平成27年4月30日現在)

		(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
種類	国内 / 外国	投資比率(%)
国債証券	外国	21.92
社債券		15.39
優先出資証券		46.76
合 計(対純資産総額比)		84.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

次の通りです。	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第1特定期間末日 (平成22年3月9日)	73,511,342	73,847,475	0.9841	0.9886
第2特定期間末日 (平成22年9月9日)	58,351,871	58,598,214	0.9475	0.9515
第3特定期間末日 (平成23年3月9日)	62,749,704	63,004,439	0.9853	0.9893
第4特定期間末日 (平成23年9月9日)	46,847,897	47,025,620	0.9226	0.9261
第5特定期間末日 (平成24年3月9日)	40,897,518	41,050,633	0.9349	0.9384
第6特定期間末日 (平成24年9月10日)	35,554,994	35,704,696	0.8313	0.8348
第7特定期間末日 (平成25年3月11日)	53,934,735	54,149,727	1.0035	1.0075
第8特定期間末日 (平成25年9月9日)	61,614,511	61,888,857	0.8983	0.9023
第9特定期間末日 (平成26年3月10日)	62,784,805	63,058,911	0.9162	0.9202
第10特定期間末日 (平成26年9月9日)	62,189,894	62,389,130	0.9364	0.9394
第11特定期間末日 (平成27年3月9日)	56,195,926	56,364,785	0.9984	1.0014
平成26年 4月末日	62,799,298		0.9155	-
5月末日	62,637,705	-	0.9127	-
6月末日	61,022,865	-	0.8979	-
7月末日	60,611,360	-	0.9130	-
8月末日	61,274,071	-	0.9226	-
9月末日	56,443,209	-	0.9406	-
10月末日	56,337,377	-	0.9385	-
11月末日	61,000,090	-	1.0157	-
12月末日	60,314,157	-	1.0025	-
平成27年 1月末日	55,994,128	-	0.9950	-
2月末日	56,400,922	-	1.0020	-
3月末日	64,525,265	-	0.9891	-
4月末日	64,392,241	-	0.9868	-

【分配の推移】

特定期間	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0266
第2特定期間	0.0380
第3特定期間	0.0300
第4特定期間	0.0475
第5特定期間	0.0290
第6特定期間	0.0325
第7特定期間	0.0335
第8特定期間	0.0400
第9特定期間	0.0349
第10特定期間	0.0270
第11特定期間	0.0300

【収益率の推移】

特定期間	収益率(%)
第1特定期間	1.1
第2特定期間	0.1
第3特定期間	7.2
第4特定期間	1.5
第5特定期間	4.5
第6特定期間	7.6
第7特定期間	24.7
第8特定期間	6.5
第9特定期間	5.9
第10特定期間	5.2
第11特定期間	9.8

⁽注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

特定期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1特定期間	97,446,249	22,750,000	74,696,249
第2特定期間	9,432,080	22,542,345	61,585,984
第3特定期間	8,350,380	6,252,591	63,683,773
第4特定期間	514,272	13,420,000	50,778,045
第5特定期間	357,241	7,387,983	43,747,303
第6特定期間	403,102	1,378,312	42,772,093
第7特定期間	15,407,865	4,431,762	53,748,196
第8特定期間	43,286,907	28,448,416	68,586,687
第9特定期間	319,882	380,000	68,526,569
第10特定期間	235,661	2,350,218	66,412,012
第11特定期間	214,309	10,339,777	56,286,544

- (注1) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。
- (注2) 本邦外における設定及び解約はありません。

照会先:キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス http://www.capital-am.co.jp/
- ・電話番号 03-5259-7401 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

1万口あたり/税引き前

15.4%

(参考情報)

基準日:2015年4月30日



※基準価額(分配金込み)は、支払済み分配金(税引前)を基準価額に加算して算出しています。

■分配金額の推移

	2014年								2015年					-		
1	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		直近1年の累計 560円	設定来累	i
	40円	100円	30円	30円	30円	30円	30円	150円	30円	30円	30円	30円	Ŋ.	560円	3,720P	9

■資産の状況(マザーファンド)

【平均利回り】

最	終	利	1)	4.8%
直	接	利	1)	5.9%

卒平均利回りの値は、時価加重平均利回りです。

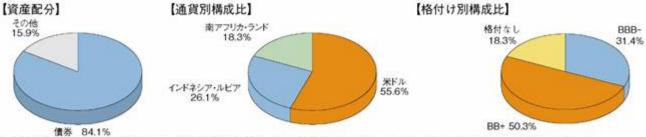
【組入銘柄】

組入銘柄】 組入れ銘柄数:4銘桁						
銘 柄 名	通貨	利率	償還日	投資比率		
JPモルガン・チェース優先出資証券	米ドル	5,6%	2049/12/29	26.4%		
インドネシア国債	インドネシア・ルビア	7.1%	2020/11/15	21.9%		
BNP/パリバ優先出資証券	米ドル	5.1%	2037/6/25	20.4%		

4.5%

2015/8/18

南アフリカ・ランド



フィンランド地方金融公社

- 年資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、通資別構成比および格付け別構成比の比率はボートフォリオ部分に対する評価額の割合です。
- ※格付けはS&P社による銘柄格付けを採用しています。
 ※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■年間収益率の推移



- ※ファンドの年間収益率は、分配金込み(税引き前)で計算しています。
- ※当ファンドにベンチマークはありません ※2009年は、設定日(2009年10月9日)から2009年末までの 騰落率です
- ※2015年は、4月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新いたします。以下 は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の 計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期特定期間 (平成26年9月10日から平成27年3月9日まで)の財務諸表について、監査法人五大に よる監査を受けております。

1【財務諸表】

【高金利投信(毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

(1)【貝目別無役】	第10期特定期間 (平成26年9月9日現在)	(単位:円) 第11期特定期間 (平成27年3月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	506,551	1,089,416
親投資信託受益証券	61,963,745	55,347,507
流動資産合計	62,470,296	56,436,923
資産合計	62,470,296	56,436,923
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	199,236	168,859
未払受託者報酬	2,611	2,323
未払委託者報酬	73,326	65,168
その他未払費用	5,229	4,647
流動負債合計	280,402	240,997
負債合計	280,402	240,997
純資産の部		
元本等		
元本	66,412,012	56,286,544
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,222,118	90,618
(分配準備積立金)	651,236	4,611,497
元本等合計	62,189,894	56,195,926
純資産合計	62,189,894	56,195,926
負債純資産合計	62,470,296	56,436,923

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位	:	円)

	第10期特定期間 自 平成26年 3 月11日 至 平成26年 9 月 9 日	第11期特定期間 自 平成26年 9 月10日 至 平成27年 3 月 9 日
営業収益		
受取利息	2	7
有価証券売買等損益	3,659,174	5,883,762
営業収益合計	3,659,176	5,883,769
営業費用		
受託者報酬	16,659	15,417
委託者報酬	468,018	432,776
その他費用	33,371	30,859
営業費用合計	518,048	479,052
営業利益又は営業損失()	3,141,128	5,404,717
経常利益又は経常損失()	3,141,128	5,404,717
当期純利益又は当期純損失()	3,141,128	5,404,717
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	11,848	64,997
期首剰余金又は期首欠損金()	5,741,764	4,222,118
剰余金増加額又は欠損金減少額	224,914	443,413
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	224,914	443,413
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,060	2,527
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	21,060	2,527
分配金	1,837,184	1,779,100
期末剰余金又は期末欠損金()	4,222,118	90,618

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づ
		いて評価しております。
2.	その他財務諸表作成のための基本	特定期間の取扱い
	となる重要な事項	2014年3月9日が休日のため、第10期特定期間の期首は2014年3
		月11日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10期特定期間	第11期特定期間	
	(平成26年9月9日現在)	(平成27年3月9日現在)	
1. 期首元本額	68,526,569円	66,412,012円	
期中追加設定元本額	235,661円	214,309円	
期中一部解約元本額	2,350,218円	10,339,777円	
2. 特定期間末日における受益権の総数	66,412,012□	56,286,544□	
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本	貸借対照表上の純資産額が元本	
	総額を下回っており、その差額	総額を下回っており、その差額	
	は4,222,118円であります。	は90,618円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

〔損益及び剰余金計算書に関する注記)					
	第10期特定期間	第11期特定期間			
項目	自 平成26年 3 月11日	自 平成26年 9 月10日			
	至 平成26年 9 月 9 日	至 平成27年 3 月 9 日			
1. 分配金の計算過程	(自平成26年3月11日	(自平成26年9月10日			
	至平成26年4月9日)	至平成26年10月9日)			
	計算期間末における配当等収益から費	計算期間末における解約に伴う当期純			
	用を控除した額(674,626円)、有価	損失金額分配後の配当等収益から費用			
	証券売買等損益から費用を控除し、繰	を控除した額(112,889円)、解約に			
		伴う当期純損失金額分配後の有価証券			
	信託約款に規定される収益調整金	売買等損益から費用を控除した額(0			
		円)、投資信託約款に規定される収益			
	(0円)より分配対象額は1,894,925円				
		立金(600,443円)より分配対象額は 1,525,826円(1口当たり0.025427円)			
	を分配金額としております。	であり、うち180,024円(1口当たり			
	を力能金融としてのうより。	0.003000円)を分配金額としておりま			
		す。			
	(自平成26年4月10日	(自平成26年10月10日			
	至平成26年5月9日)	至平成26年11月10日)			
	計算期間末における配当等収益から費	計算期間末における配当等収益から費			
	用を控除した額(166,542円)、有価	用を控除した額(644,028円)、有価			
	証券売買等損益から費用を控除し、繰	証券売買等損益から費用を控除し、繰			
	越欠損金を補填した額(0円)、投資	越欠損金を補填した額(1,965,266			
	信託約款に規定される収益調整金	円)、投資信託約款に規定される収益			
		調整金(813,036円)及び分配準備積			
	(400,385円)より分配対象額は	立金(533,308円)より分配対象額は			
	1,788,022円(1口当たり0.026067円)				
	であり、うち274,375円(1口当たり	であり、うち180,094円(1口当たり 0.003000円)を分配金額としておりま			
	す。	す。			
	9 0	9.0			
	(自平成26年5月10日	(自平成26年11月11日			
	至平成26年6月9日)	至平成26年12月9日)			
		 計算期間末における配当等収益から費			
		用を控除した額(196,063円)、有価			
		証券売買等損益から費用を控除した額			
	越欠損金を補填した額(0円)、投資	(2,833,993円)、投資信託約款に規			
	信託約款に規定される収益調整金	定される収益調整金(814,467円)及			
	(1,221,897円)及び分配準備積立金	び分配準備積立金(2,962,508円)よ			
	(292,552円)より分配対象額は	リ分配対象額は6,807,031円(1口当た			
	1,730,115円(1口当たり0.025210円)	り0.113348円)であり、うち900,813			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	円(1口当たり0.015000円)を分配金			
	0.010000円)を分配金額としておりま	額としております。			
	す。 -				

キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(自平成26年6月10日 至平成26年7月9日)

利益金額分配後の配当等収益から費用用を控除した額(144,396円)、有価 を控除した額(135,510円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の有価証券 売買等損益から費用を控除し、繰越欠収益調整金(825,286円)及び分配準 損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金 (1,033,736円)及び分配準備積立金 (0円)より分配対象額は1,169,246円 (1口当たり0.017204円)であり、う ち203,890円(1口当たり0.003000円) を分配金額としております。

> (自平成26年7月10日 至平成26年8月11日)

|計算期間末における解約に伴う当期純||計算期間末における解約に伴う当期純 利益金額分配後の配当等収益から費用利益金額分配後の配当等収益から費用 を控除した額(154,777円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の有価証券|伴う当期純利益金額分配後の有価証券 売買等損益から費用を控除し、繰越欠|売買等損益から費用を控除し、繰越欠 損金を補填した額(0円)、投資信託 |損金を補填した額(0円)、投資信託 約款に規定される収益調整金 (942,976円)及び分配準備積立金(0)(773,703円)及び分配準備積立金 円)より分配対象額は1,097,753円(1)(4,734,841円)より分配対象額は 口当たり0.016535円)であり、うち 199,162円(1口当たり0.003000円)をであり、うち168,820円(1口当たり 分配金額としております。

> (自平成26年8月12日 至平成26年9月9日)

用を控除した額(219,364円)、有価 証券売買等損益から費用を控除し、繰一券売買等損益から費用を控除した額 越欠損金を補填した額(631,108 円)、投資信託約款に規定される収益|収益調整金(774,994円)及び分配準 調整金(898,971円)及び分配準備積 立金(0円)より分配対象額は 1,749,443円(1口当たり0.026342円) 0.098698円) であり、うち168,859円 であり、うち199,236円(1口当たり 0.003000円)を分配金額としておりまとしております。 す。

(自平成26年12月10日 至平成27年1月9日)

|計算期間末における解約に伴う当期純||計算期間末における配当等収益から費 証券売買等損益から費用を控除した額 (0円)、投資信託約款に規定される 備積立金(5,091,751円)より分配対 象額は6,061,433円(1口当たり 0.100749円)であり、うち180,490円 (1口当たり0.003000円)を分配金額 としております。

> (自平成27年1月10日 至平成27年2月9日)

を控除した額(153,963円)、解約に 約款に規定される収益調整金 |5,662,507円(1口当たり0.100625円) 0.003000円)を分配金額としておりま す。

> (自平成27年2月10日 至平成27年3月9日)

計算期間末における配当等収益から費 計算期間末における配当等収益から費 |用を控除した額(60,372円)、有価証 (0円)、投資信託約款に規定される |備積立金(4,719,984円)より分配対 象額は5,555,350円(1口当たり (1口当たり0.003000円)を分配金額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第11期特定期間 自 平成26年 9 月10日 至 平成27年 3 月 9 日
1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等 の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づ き行っております。
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク 管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用 に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っておりま す。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期特定期間及び 第11期特定期間				
1.貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあ りません。				
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。				
3.金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。				

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

15.85	第10期特定期間末 (平成26年9月9日現在)	第11期特定期間末 (平成27年3月9日現在)	
種類 	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	
親投資信託受益証券	2,816,534	106,312	
合計	2,816,534	106,312	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

市場価格その他当該取引に係わる価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(10当たり情報)

	第10期特定期間末 (平成26年9月9日現在)	第11期特定期間末 (平成27年3月9日現在)	
1口当たり純資産額	0.9364円	0.9984円	
(1万口当たり純資産額)	(9,364円)	(9,984円)	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表(平成27年3月9日現在)

イ.株式

該当事項はありません。

口.株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	高金利投信マザーファンド	34,294,261	55,347,507	
親投資信託受益証券 合計		34,294,261	55,347,507	
合計		34,294,261	55,347,507	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「高金利投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

高金利投信マザーファンド

(1)貸借対照表

ΓΛ.	(平成26年9月9日現在)	(平成27年3月9日現在)	
区分	金 額(円)	金 額(円)	
資産の部			
流動資産			
預金	3,212,969	15,315,056	
コール・ローン	982,811	1,739,248	
国債証券	13,604,500	16,530,750	
社債券	25,659,013	11,137,913	
優先出資証券	38,674,443	19,152,383	
未収利息	1,220,511	421,598	
前払費用	165,407	24,022	
流動資産合計	83,519,654	64,320,970	
資産合計	83,519,654	64,320,970	
負債の部			
流動負債			
流動負債合計	-	-	
負債合計	-	-	
純資産の部			
元本等			
元本	57,432,229	39,854,369	
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()	26,087,425	24,466,601	
元本等合計	83,519,654	64,320,970	
純資産合計	83,519,654	64,320,970	
負債純資産合計	83,519,654	64,320,970	

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

$\stackrel{\sim}{=}$		
1.	有価証券の評価基準および評価方法	国債証券、社債券及び優先出資証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示す る価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会 社の提供する価額等で評価しております。
2.	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で 評価しております。
3.	その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(貸借対照表に関する	5注記)		
項	i 🗏	(平成26年9月9日現在)	(平成27年3月9日現在)
	開示対象ファンドの 親投資信託の元本額	86,796,530円	57,432,229円
同期中における追加	加設定元本額	8,684,254円	3,624,925円
同期中における一	部解約元本額	38,048,555円	21,202,785円
同期末における元	本の内訳		
ファンド名			
高金利投信(毎月:	分配型)	42,610,195円	34,294,261円
FPL・米ドル・	インカム・ファンド 1	2,517,648円	2,360,790円
(2011.06	•		
(為替ヘッジなし) 券ファンド2(201	3,964,490円	m
1.07)	ガファンド 2 (2 0 1	3,904,490□	- 円
FPL・新興国フ	アンド'10-01	414,067円	- 円
FPL・新興国フ	ァンド2 ′10-04	1,272,377円	- 円
FPL・新興国フ	ァンド3 ′10-08	386,808円	- 円
FPL・新興国フ	ァンド4 '11-01	949,343円	- 円
FPL・資源国債	券ファンド ' 11-03	2,109,547円	- 円
FPL・新興国フ	アンド5(2011.0	3,207,754円	3,199,318円
4)			
計		57,432,229円	39,854,369円
1	開示対象ファンドの特定 当該親投資信託の受益権	57,432,229□	39,854,369□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年 9 月10日 至 平成27年 3 月 9 日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引 等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に 基づき行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融 商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	

金融商品の時価等に関する事項

項目 1.貸借対照表計上額、時価及びその 差額	平成26年9月9日現在及び 平成27年3月9日現在 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあ りません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	平成26年9月9日現在	平成27年3月9日現在	
種 類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
国債証券	0	453,375	
社債券	189,742		
優先出資証券	734,576		
合計	924,318		

⁽注)当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

市場価格その他当該取引に係わる価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成26年9月9日現在	平成27年3月9日現在
本報告書における開示対象ファンドの期		
末における当該親投資信託の1口当たり	1.4542円	1.6139円
純資産額		
(1万口当たり純資産額)	(14,542円)	(16,139円)

(3)附属明細表

有価証券明細表(平成27年3月9日現在)

イ.株式

該当事項はありません。

口.株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
国債証券	インドネシア・ ルピア	INDONESIA GVT 11.0% 2020/11/15	1,500,000,000	1,777,500,000.00	
	インドネシア・ル	ピア 小計	1,500,000,000	1,777,500,000.00	
				(16,530,750)	
国債証券 合計				16,530,750	
				(16,530,750)	
社債券	南アフリカ・ラ ンド	MUNICIPALITY FIN 7.0% 2015/08/18	1,100,000	1,108,250.00	
	南アフリカ・ランド 小計		1,100,000	1,108,250.00	
				(11,137,913)	
社債券 合計				11,137,913	
				(11,137,913)	
優先出資証券	アメリカ・ドル	JPMorgan Chase & Co 6.125% 12/29/49	150,000	158,625.00	
	アメリカ・ドル	小計	150,000	158,625.00	
				(19,152,383)	
優先出資証券 合計			19,152,383		
				(19,152,383)	
合計			46,821,046		
				(46,821,046)	

⁽注1)各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2)合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	優先出資証券	1銘柄	29.8%	40.9%
インドネシア・ルピア	国債証券	1銘柄	25.7%	35.3%
南アフリカ・ランド	社債券	1銘柄	17.3%	23.8%

(注)組入債券時価比率とは、純資産額に対する比率です。

EDINET提出書類 キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714) 訂正有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「高金利投信(毎月分配型)」

平成27年4月30日現在

資産総額	64,454,356円
負債総額	62,115円
純資産総額(-)	64,392,241円
発行済数量	65,254,545□
1口当たり純資産額(/)	0.9868円

(参考)「高金利投信マザーファンド」

平成27年4月30日現在

資産総額	72,713,422円
負債総額	0円
純資産総額(-)	72,713,422円
発行済数量	45,371,611 🗆
1口当たり純資産額(/)	1.6026円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

- 1【委託会社等の概況】(平成27年4月末日現在)
 - (1)資本金等

資本金の額

280百万円

会社が発行する株式総数

40,000株

発行済株式総数

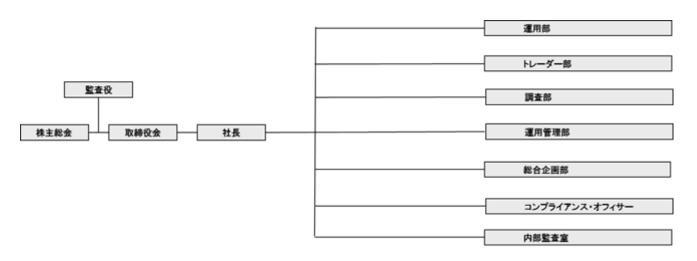
8,705株

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の組織図

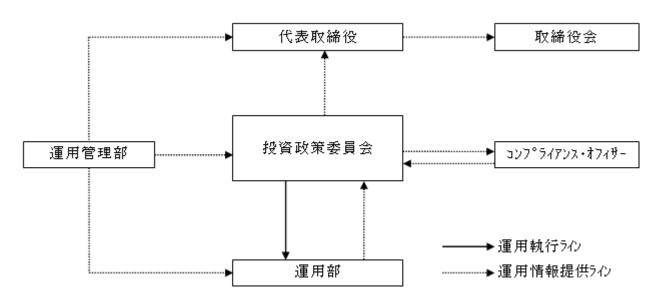


(注)上記組織は、平成27年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

投資信託の運用の流れ



(注)上記組織は、平成27年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託 の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用 業)を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成27年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

	種類		本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	20本	23,039百万円

(親投資信託を除く)

3【委託会社等の経理状況】

1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表並びに中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1)【貸借対照表】

			業年度 3月31日現在)	当事業 (平成26年3月	
区分	注記番号	注記 金額(千円)		金額(引	-円)
「	2 4 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	3,313 817 52 19,557 - 34,416 14 5,848 71,540 17,454	5,101 45,791 63 317 140 19,864 2,171 6 73,455 4,131 19,609 129,274 153,015 226,470 107,021 19,080 3,603 4,425 5,000 4,734 1,333 145,199	全額(日 2,873 3,473 52 13,934 12,035 278,100 - 5,704 84,194	52,057 44,389 119,888 421 140 13,913 1,857 232,668 6,347 26,022 368,000 400,370 633,038 85,565 18,582 80,716 31,105 7,500 17,739 1,768 242,978

		前事	業年度	当事	事業年度
		(平成25年	3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額	(千円)	金額	(千円)
固定負債合計			-		5,071
負債合計			145,199		248,049
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			77,924		55,251
(1)資本準備金		75,251		55,251	
(2)その他資本剰余金		2,672		-	
3 利益剰余金			273,220		40,579
(1)その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		273,220		40,579	
株主資本合計			84,703		375,830
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			3,432		9,158
評価・換算差額等合計			3,432		9,158
純資産合計			81,271		384,989
負債及び純資産合計			226,470		633,038

(2)【損益計算書】

(2) 【 損益計算者 】		(自 平	前事業年度 [☑] 成24年4月 1 日 成25年3月31日)	(自 平)	事業年度 成25年4月 1 日 (26年3月31日)	
区分	注記 番号	<u></u>	会額(千円)	金	額(千円)	
営業収益						
1 委託者報酬			341,453		1,139,538	
2 運用受託報酬			240		138,149	
3 商品投資顧問料			1,457		1,096	
4 その他営業収益			15,000		5,097	
営業収益合計			358,151		1,283,881	
営業費用						
1 支払手数料	1		103,977		410,767	
2 広告宣伝費			1,478		43	
3 調査費			80,485		32,686	
4 委託計算費			15,067		66,245	
5 営業雑経費			8,331		8,232	
(1) 通信費		1,979		1,974		
(2) 協会費		2,037		2,013		
(3) 印刷費		3,409		4,244		
(4) その他営業雑経費		905		-		
営業費用合計			209,339		517,974	
一般管理費						
1 給料			60,656		91,795	
(1) 役員報酬		15,534		26,910		
(2) 給料・手当		38,640		47,732		
(3) 賞与		355		8,465		
(4) 賞与引当金繰入額		5,000		7,500		
(5) 法定福利費		1,127		1,187		
2 旅費交通費			961		1,196	
3 租税公課			2,346		4,273	
4 不動産賃借料			10,003		12,142	
5 減価償却費			6,728		7,329	
6 業務委託費	1		10,152		206,904	
7 その他一般管理費			17,979		38,049	
一般管理費合計			108,828		361,692	
営業利益			39,983		404,215	
営業外収益						
1 投資有価証券利息			196		140	
2 受取利息			6		6	
3 受取配当金			0		4,706	
4 為替差益			-		36	
5 雑収入			7		12	
営業外収益合計			210		4,901	

EDINET提出書類

キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714)

ニフル・アピット、ミック・ミューニー 訂正有価証券<u>届出書(内国投資信託</u>受益証券)

]	止夯油出者(内国投資信託	过又近
営業外費用					
1 為替差損		8		-	

				前事業年度		事業年度
			,	P成24年4月1日	•	成25年4月1日
			至平	成25年3月31日)	至平原	成26年3月31日)
	区分	注記番号	3	詮額(千円)	金	額(千円)
2	雑損失			192		209
	営業外費用合計			201		209
経	常利益			39,993		408,907
4	寺別損失					
1	固定資産除却損	2		2,109		-
2	投資有価証券売却損	1		2,222		245
3	投資有価証券償還損			2,431		-
4	関係会社株式評価損			1,867		-
5	その他			-		3
	特別損失合計			8,630		248
税	引前当期純利益			31,363		408,659
	法人税、住民税及び事業税			3,193		29,531
	法人税等調整額			561		-
	当期純利益			28,731		379,127

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)										
		株主資本								
		資本	剰余金	利益剰余金						
資本金		資本準備金	その他資本	その他利益 剰余金	株主資本合計	その他 有価証券				
			剰余金	繰越利益 剰余金		評価差額金				
当期首残高	280,000	75,251	2,672	301,952	55,972	3,597				
当期変動額										
当期純利益				28,731	28,731					
株主資本以外の										
項目の当期変動額					-	165				
(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	28,731	28,731	165				
当期末残高	280,000	75,251	2,672	273,220	84,703	3,432				

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)											
		株主資本									
		資本乗	 余金	利益剰余金							
	資本金	資本準備金	その他資本	その他利益剰 余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券				
		貝华宇開立	剰余金	繰越利益剰余 金		ши	評価差額金				
当期首残高	280,000	75,251	2,672	273,220	-	84,703	3,432				
当期変動額											
当期純利益				379,127		379,127					
資本準備金の振替		20,000	20,000			-					
自己株式の取得					88,000	88,000					
自己株式の消却			22,672	65,327	88,000	-					
株主資本以外の											
項目の当期変動額						-	12,590				
(純額)											
当期変動額合計	-	20,000	2,672	313,800	-	291,127	12,590				
当期末残高	280,000	55,251	-	40,579	-	375,830	9,158				

[重要な会計方針]

.—	X.02 H 173 E 1]	
1	有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用してお ります。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2	: 固定資産の減価償却の方法	 (1)有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年~5年 (2)無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3	3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4	その他財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

- 1		
	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物 236千円

器具備品 8.069千円

2.投資有価証券のうち、国債10,625千円を宅地建物取 引業に係る営業保証金として供託しております。

3.関係会社に対する資産および負債には区分掲記され たもののほか次のものがあります。

未払金

16,730千円

未払代行手数料

12.214千円

- 4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社(以下、助言会社)の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります(6.偶発債務の注記参照)。
- 5. 4に記載の仮差押えに関する助言報酬の計算期間 以降の期間に係る助言報酬の支払留保分等に関し、 助言会社から申し立てられた当社債権(未収委託者 報酬)の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差 押え決定を受け、平成25年3月、その一部が実行さ れたものであります。

また、仮差押え決定金額と3月仮差押え実行額との 差額3,199千円については、平成25年4月に仮差押え が実行されており、当該金額は「未収委託者報酬」 に含まれております(6.偶発債務の注記参照)。

6. 偶発債務

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社(以下、助言会社)により総額370,419千円の報酬支払履行の訴状(訴状日付け平成25年3月29日)が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定めの解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物 676千円

器具備品 9,335千円

- 2.投資有価証券のうち、国債10,490千円を宅地建物取 引業に係る営業保証金として供託しております。
- 3.関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

未払代行手数料

9,296千円

4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社(以下、助言会社)の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります(6.偶発債務の注記参照)。

6. 偶発債務

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社(以下、助言会社)により総額370,419千円(平成26年5月23日付け、訴えの変更申立書による訴額529,457千円)の報酬支払履行の訴状(訴状日付け平成25年3月29日)が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定めの解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる

キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

「投資顧問契約」は委任契約であり、委任者と受任 者の信頼関係の上に成り立っており、委任契約が委 任者の利益だけでなく受任者の利益である場合も、 受任者が著しく不誠実な行為に出た等やむをえない 事由があるときは、委任者は民法651条に則り委 任契約を解除することができるものと解するのが判 例であります。上記の判例の基準に照らし本件解除 は有効であり、解除通知日以降の報酬は発生しない と認識しております。また、当社は、助言内容が不 的確であったことによる助言報酬の減額についても 主張していく所存であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既 に費用として未払計上しており、現時点において将 来的に損失が発生する可能性は低いものと判断して おります。

なお、上記訴訟の提起以前に、助言会社から当社債 権に対して解除前の報酬を請求債権として仮差押え が申立てられており、当社の正当性を主張していく にあたり、以下のとおり仮差押え決定金額と同額の 供託金を拠出しております。

平成24年10月:東京地方裁判所による当社債権に

対する仮差押えの決定

平成25年2月:上記仮差押えに対する供託金

71,450千円の拠出及び仮差押

え執行の取消し

平成25年2月:東京地方裁判所による当社債権

に対する第2回目の仮差押えの

決定

平成25年4月:上記仮差押えに対する供託金

20,653千円の拠出及び仮差押

え執行の取消し

また、助言会社による仮差押え申立て金額に重複分 があったことが判明し、平成25年5月、東京地方裁判 所より当初の供託金71,450千円の内8,000千円を減額 する決定がなされています。

助言報酬および成功報酬の支払いについても要求し てきたものであり、現在、係争中であります。 上記解除通知日前日までの助言報酬については、既 に費用として未払計上しており、現時点において将 来的に損失が発生する可能性は低いものと判断して おります。

小事业左南

(損益計算書関係)

	(自 平成24年4月1日		業年度 25年4月 1 日 6年3月31日)
1.関係会社との取引に係る	ものが次のとおり含まれ	1 . 関係会社との取引に(系るものが次のとおり含まれ
ております。		ております。	
支払手数料	71,482千円	支払手数料	272,989千円
投資有価証券売却損	2,222千円	業務委託費	182,626千円
2.固定資産除却損の内容は	次の通りであります。		
建物	2,109千円		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
優先株式	1,600	-	-	1,600
合計	10,305	-	-	10,305

2.自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
優先株式	1,600	-	1,600	-
合計	10,305	-	1,600	8,705

⁽注)優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
	(株)	(株)	(株)	(株)
自己株式				
優先株式	-	1,600	1,600	-
合計	-	1,600	1,600	-

(注1)優先株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

(注2)優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による 資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の 変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

(3)金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行にかかるリスク)の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や時価などの変動リスク)の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して 資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用 に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理していま す。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握すること が極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位:千円)

前事業年度(平成25年3月31日)

133-26 122 (1220-10730: 14)		(112.113)	
種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,101	5,101	-
(2)未収委託者報酬	45,791	45,791	-
(3)未収運用受託報酬	63	63	-
(4)未収その他報酬	317	317	-
(5)立替金	19,864	19,864	-
(6)投資有価証券	34,416	34,416	-
(7)敷金	5,848	5,182	666
資産計	111,402	110,736	666
(1)未払金	107,021	107,021	-
(2)未払代行手数料	19,080	19,080	-
(3)未払費用	3,603	3,603	-
(4)未払法人税等	4,425	4,425	-
(5)未払消費税等	4,734	4,734	-
(6)預り金	1,333	1,333	
負債計	140,199	140,199	

当事業年度(平成26年3月31日)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	52,057	52,057	-
(2)未収委託者報酬	44,389	44,389	-
(3)未収運用受託報酬	119,888	119,888	-
(4)未収その他報酬	421	421	-
(5)立替金	13,913	13,913	-
(6)投資有価証券	278,100	278,100	-
(7)敷金	5,704	5,185	519
資産計	514,475	513,955	519
(1)未払金	85,565	85,565	-
(2)未払代行手数料	18,582	18,582	-
(3)未払費用	80,716	80,716	-
(4)未払法人税等	31,105	31,105	-
(5)未払消費税等	17,739	17,739	-
(6)預り金	1,768	1,768	-
負債計	235,478	235,478	-

(注1)金融商品の時価の算定方法及および投資有価証券に関する事項 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収その他報酬、立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっています。

投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金 これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額 (単位:千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
関係会社株式		
子会社株式	14	-
供託金	71,540	84,194
仮差押債権	17,454	-
合計	89,009	84,194

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 上表には含めておりません。

また、供託金および仮差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、 時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	一十八四	5年以内	10年以内	104/20
現金及び預金	5,101	-	-	-
未収委託者報酬	45,791	-	-	-
未収運用受託報酬	63	-	-	-
未収その他報酬	317	-	-	-
立替金	19,864	-	-	-
投資有価証券				
(その他有価証券)				
国債	-	10,000	-	-
合計	71,137	10,000	-	-

(単位:千円)

当事業年度(平成26年3月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	52,057	-	-	-
未収委託者報酬	44,389	-	-	-
未収運用受託報酬	119,888	-	-	-
未収その他報酬	421	-	-	-
立替金	13,913	-	-	-
投資有価証券				
(その他有価証券)				
国債	-	10,000	-	-
合計	230,669	10,000	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度(平成25年3月	(単位:千円)			
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が	(2)債券	10,625	10,089	536
取得原価を超えるもの	(3)その他	970	862	107
	小計	11,595	10,951	643
	(1)株式	22,821	26,897	4,075
貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えないもの	(3)その他	-	-	-
	小計	22,821	26,897	4,075
計		34,416	37,848	3,432

当事業年度(平成26年3月31日)

			(
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	•	•	-
 貸借対照表計上額が	(2)債券	10,490	10,089	401
取得原価を超えるもの	(3)その他	234,591	216,884	17,706
	小計	245,081	226,973	18,107
	(1)株式	24,242	26,897	2,654
 貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えないもの	(3)その他	8,776	10,000	1,224
	小計	33,018	36,897	3,878
計		278,100	263,870	14,229

EDINET提出書類

キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、 30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(単位:千円)

(単位:千円)

2.売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	9,415	-	2,222
(3) その他	-	-	-
計	9,415	-	2,222

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	4,755	-	245
計	4,755	-	245

3. 時価評価されていない有価証券の貸借対照表計上額

	†	
	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
関係会社株式		
子会社株式	14	-
合計	14	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

前事業年度末において、子会社株式を1,867千円減損処理しております。

(税効果会計関係)

	(17074					
		項目	前事業年度 (自 平成24年4月		当事業年度 (自 平成25年4月	
ŀ			至 平成25年3月31		至 平成26年3月31	
				単位:千円		単位:千円
	1	繰延税金資産及び繰延税金	繰延税金資産		繰延税金資産	
		負債の発生の主な原因別の	賞与引当金	1,900	賞与引当金	2,673
		内訳	未払事業税	643	未払事業税	3,134
			関係会社株式評価損	2,095	未払費用	352
			未払費用	876	繰越欠損金	48,406
			投資有価証券評価差額金	1,223	その他	129
			繰越欠損金	166,349	繰延税金資産小計	54,695
			その他	63	評価性引当額	54,695
			 繰延税金資産小計 173,15		繰延税金資産合計	-
			評価性引当額	173,152	繰延税金負債	
			繰延税金資産合計	-	投資有価証券評価差額金	5,071
			繰延税金負債		繰延税金負債合計	5,071
			繰延税金負債合計			
	2	法定実効税率と税効果会	 法定実効税率	38.0%	法定実効税率	38.0%
		計適用後の法人税等の負	(調整)		(調整)	
		担率との間に重要な差異	交際費等永久に損金に第	入	交際費等永久に損金に算入	
		があるときの、当該差異	される項目	1.0	される項目	0.7
		の原因となった主要な項	住民税均等割	0.9	住民税均等割	0.1
		目別の内訳	評価性引当額の減少額	33.5	評価性引当額の減少額	頁 30.4
			その他	2.0	その他	1.2
			_ 税効果会計適用後の法人		税効果会計適用後の法人	
			税等の負担率	8.4	税等の負担率	7.2
				-		
- 1			I		1	

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1.サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略 しております。

- 2.地域ごとの情報
 - (1)営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(単位:千円)

3.主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM	207,764	投資運用業
ベトナムファンド	207,704	双 貝连用来

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類	
CAM	046 552	投資運用業	
ベトナムファンド	946,552	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
							証券代行 手数料の支払 (注1)	71,482	未払代行 手数料	12,214
親会社	キャヒ [®] タル・ ハ [®] ートナー ス [®] 証券㈱	東京都 中央区	2,950	金融商品取扱会社	(被所有) 直接 79.3	業務受託	投資有価証券の 売却 (注2) 売却代金 売却損	9,415 2,222	-	
							経営指導料の支 払 (注3)	9,500	未払金	3,675
							不動産賃借 敷金支払 (注4)	10,003 5,920	未払金敷金	3,711 5,848

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	- L.º - L.º						証券代行 手数料の支払 (注1)	271,848	未払代行 手数料	9,296
親会社	キャヒ゜タル・ ハ゜ートナー ス゛証券㈱	東京都 中央区	2,950	金融商品 取扱会社	(被所有) 直接 76.7	業務受託	業務委託費の支 払(注3)	182,626	-	-
	N HE 23 (MY				70.7		経営指導料の支 払 (注3)	30,000	-	-
							不動産賃借 (注4)	12,142	敷金	5,704

取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。
- (注2)投資有価証券の売買取引は、提示された時価を検討して行っております。
- (注3)提供を受ける業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。
- (注4)使用面積割合等に基き、価格等の取引条件を決定しております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

キャピタル·パートナーズ·ホールディングス株式会社(非上場) キャピタル·パートナーズ証券株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1 日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益	3,070円52銭 2,841円02銭	44,226円22銭 43,552円88銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額については、潜在株式が存在し ないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額については、潜在株式が存在し ないため記載しておりません。

(注1)1株当たり純資産額の算定上の基礎

(単位:千円)

(ユ・)・ドコルンが兵圧版の弁に工の主に	(1121113)	
項目	前事業年度 平成25年 3 月31日	当事業年度 平成26年 3 月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	81,271	384,989
普通株式以外に帰属する純資産合計額	108,000	-
優先株式の払込出資額	80,000	
優先株式の累積要配当額(平成22年3月分)	16,000	
優先株式の累積要配当額(平成23年3月分)	4,000	
優先株式の累積要配当額(平成24年3月分)	4,000	
優先株式の累積要配当額(平成25年3月分)	4,000	
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	26,728	384,989
普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705	8,705

(注2)1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(単位:千円)

	(12.113)	
項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	28,731	379,127
普通株式以外に帰属する純利益	4,000	-
普通株式に係る当期純利益	24,731	379,127
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)		
(資産の部)				
流動資産				
1 現金及び預金			62,574	
2 未収委託者報酬			50,710	
3 未収収益			14,088	
4 立替金			17,269	
5 前払費用			2,233	
6 その他			7	
流動資産合計			146,884	
固定資産				
1 有形固定資産	1		7,291	
(1)建物		2,682		
(2)器具備品		4,609		
2 無形固定資産			23,736	
(1)電話加入権		52		
(2)ソフトウエア		11,123		
(3)ソフトウェア仮勘定		12,560		
3 投資その他の資産			416,572	
(1)投資有価証券	2	326,745		
(2)敷金		5,632		
(3)供託金	3	84,194		
固定資産合計			447,600	
資産合計			594,485	

		当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)		
区分	注記番号	金額(千円)		
(負債の部)				
流動負債				
1 未払金			86,509	
2 未払費用			33,098	
3 未払法人税等			3,218	
4 賞与引当金			7,500	
5 預り金			2,114	
6 その他	4		1,249	
流動負債合計			133,691	
固定負債				
1 繰延税金負債			11,761	
固定負債合計			11,761	
負債合計			145,453	
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金			280,000	
2 資本剰余金			55,251	
(1)資本準備金		55,251		
3 利益剰余金			92,540	
(1)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		92,540		
株主資本合計			427,791	
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金			21,240	
評価・換算差額等合計			21,240	
純資産合計			449,031	
負債及び純資産合計			594,485	

(2) 中間損益計算書

		(自 平成:	会計期間 26年4月1日 3年9月30日)
区分	注記番号	金額	(千円)
営業収益			
1 委託者報酬			248,733
2 運用受託報酬			28,264
3 商品投資顧問料			432
営業収益合計			277,429
営業費用			
1 支払手数料			104,742
2 調査費			10,092
3 委託計算費			9,232
4 営業雑経費			5,819
(1) 通信費		637	
(2) 協会費		995	
(3) 印刷費		4,186	
営業費用合計			129,887
一般管理費			
1 給料			51,071
(1) 役員報酬		14,280	
(2) 給料・手当		27,955	
(3) 賞与		480	
(4) 賞与引当金繰入額		7,500	
(5) 法定福利費		855	
2 旅費交通費			646
3 租税公課			1,365
4 不動産賃借料			6,051
5 減価償却費	1		3,896
6 業務委託費			16,978
7 その他一般管理費			18,528
一般管理費合計			98,539
営業利益			49,003

		当中間会計期間 (自 平成26年4月 1 日 至 平成26年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業外収益		
1 受取利息		5
2 受取配当金		6,846
3 有価証券利息		70
4 雑収入		1
営業外収益合計		6,922
営業外費用		
1 為替差損		374
2 雑損失		147
営業外費用合計		521
経常利益		55,404
特別損失		
1 固定資産除却損		25
特別損失合計		25
 税引前中間純利益		55,379
法人税、住民税及び事業税		3,418
中間純利益		51,960

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方	(1)その他有価証券
法	時価のあるもの
	中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差
	額は全部純資産直入法により処理し、売却原価
	は、移動平均法により算定)を採用しておりま
	す。
	時価のないもの
	移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く。)
	定率法を採用しております。
	なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
	建物 15年
	器具備品 4年~5年
	(2)無形固定資産(リース資産を除く。)
	定額法を採用しております。
	なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお
	ける利用可能期間 (5年)に基づいております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金
	従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計
	上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本	消費税等の会計処理
となる重要な事項	税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末
(平成26年 9 月30日)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

建物 867千円 器具備品 9,557千円

- 2.投資有価証券のうち、国債10,446千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託して おります。
- 3. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社の助 言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、 助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決 定金額に係る東京法務局への供託金であります(5.偶発債務の注記参照)。
- 4. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しており ます。

5. 偶発債務

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴ ン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社(以下、助言会社)による報酬支払履行 の訴状(訴状日付け平成25年3月29日)が東京地方裁判所より送達されました。 当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部 の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知して おります。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契 約による契約期間の定めの解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言 報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものでありま す。

東京地法裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報 酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466.365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命 じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年 10月29日に東京高等裁判所に控訴しました。第1審(東京地方裁判所)の判決に対し、平成 24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等に より、当社の正当性を訴えていく方針です。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上してお り、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

(中間損益計算書関係)

_____ 当中間会計期間 平成26年4月1日 平成26年9月30日)

1.減価償却費の内容は次の通りであります。

有形固定資產減価償却費額 1,085千円 無形固定資產減価償却費額 2,811千円

(金融商品関係)

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りで す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	62,574	62,574	
(2)未収委託者報酬	50,710	50,710	
(3)未収収益	14,088	14,088	
(4)立替金	17,269	17,269	

(5)投資有価証券	326,745	326,745	
(6)敷金	5,632	5,198	434
資産計	477,021	476,587	434
(7)未払金	86,509	86,509	
(8)未払費用	33,098	33,098	
(9)未払法人税等	3,218	3,218	
(10)預り金	2,114	2,114	
負債計	124,942	124,942	

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)立替金 短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっています。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保 有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた 現在価値によって算定しております。

(7)未払金、(8)未払費用、(9)未払法人税等、(10)預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

供託金(中間貸借対照表計上額 84,194千円)については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

- 1.子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

種類 中間貸借対照表価額 取得原価 差額

キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

/> //	(1)株式	29,152	26,897	2,255
中間貸借対照表計上額が取得原価を招き	(2)債券	10,446	10,089	357
額が取得原価を超え るもの	(3)その他	272,467	241,757	30,710
	小計	312,066	278,743	33,322
	(1)株式			
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え	(2)債券			
額が取得原価を超え ないもの	(3)その他	14,679	15,000	321
	小計	14,679	15,000	321
合言	†	326,745	293,743	33,001

(注)減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場 合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可 能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資運用業	商品投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	276,997	432	277,429

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの営業 収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	144,643	投資運用業
世界シェールガス株ファンド	32,867	投資運用業

(1株当たり情報)

·	
項目	当中間会計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
1 株当たり純資産額 1 株当たり当中間会計期間純利益	51,583円18銭 5,969円05銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当中間 会計期間純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載しておりませ ん。

1.1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	449,031
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	449,031
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	8,705

2 . 1株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益 (千円)	51,960
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	
普通株式に係る当中間会計期間純利益 (千円)	51,960
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	8,705

(重要な後発事象)

上記[注記事項](中間貸借対照表関係) 5.偶発債務(係争事件)に記載の東京地方裁判所による平成26年10月17日付け判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社は強制執行手続きを行い、平成26年12月10日付けにて、東京地方裁判所より、当社が有する債権について、債権差押及び転付命令が出されました。

これにより、固定資産として計上している東京法務局に対する供託金84,194千円が差押えを受け、また、同日以後発生する差押対象とされた投資信託に係わる委託者報酬請求権が、支払期の順に、総額418,748千円を限度に差押えを受けることとなりました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいま す。以下、 および において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半 数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体 として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取 引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を 行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社(以下、助言会社)による報酬支払履行の訴状(訴状日付け平成25年3月29日)が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定めの解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地法裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴しました。第1審(東京地方裁判所)の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えていく方針です。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来 的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円(平成26年9月末現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円(平成26年9月末現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理

等)を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	同上

平成26年9月末現在

<訂正後>

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円(平成27年3月末現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円(平成27年3月末現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理

等)を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	同上

平成27年3月末現在

3【資本関係】

<訂正前>

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社の株式を6,785株保有しております。(平成26年10月末現在、発行済株式総数に対する比率は、77.9%です。)

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

<訂正後>

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社の株式を7,702株保有しております。($\underline{$ 平成27年4月</u>末現在、発行済株式総数に対する比率は、88.5%です。)

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月24日

キャピタル アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮 村 和 哉 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタルアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な 保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

EDINET提出書類 キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714) 訂正有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

当期委託会社中間監査報告書へ

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

キャピタル アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利投信(毎月分配型)の平成26年9月10日から平成27年3月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利投信(毎月分配型)の平成27年3月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が 別途保管しております。
 - 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月24日

キャピタル アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法 人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうか の合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタルアセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

1.注記事項の偶発債務に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社(以下、助言会社)による報酬支払履行の訴状が送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しており、助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定めの解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで、平成26年3月28日までの期間に係る助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡した。会社は、この判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、第1審の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、会社の正当性を

EDINET提出書類

キャピタル アセットマネジメント株式会社(E14714)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

訴えていく方針である。会社は、上記契約解除日までの助言報酬については既に費用として未払計上しており、将 来的に損失が発生する可能性は低いものと判断している。

2.注記事項の重要な後発事象に記載されているとおり、東京地方裁判所による平成26年10月17日付け判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド社は強制執行手続きを行い、平成26年12月10日付けにて、東京地方裁判所より、会社が有する債権について債権差押及び転付命令が出された。これにより、固定資産として計上している東京法務局に対する供託金84,194千円が差押えを受け、また、同日以後発生する差押対象とされた投資信託に係る委託者報酬請求権が、支払期の順に、総額418,748千円を限度に差押えを受けることとなる。

これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。